

平成23年9月15日

No.262

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
経営改善指導の状況と課題、成果事例
九州・沖縄ブロック会議から②/経営計画作成時の留意点 (社)中央畜産会
- ② セミナー生産技術
現場に即した養豚技術
第2回 「買う」から「借りる」、「都会」から「田舎」へ 山下 哲生
- ③ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の肥育牛補填金単価について
- ④ 行政の窓
家畜用飼料の暫定許容値設定に関するQ&A
- ⑤ あいであ&アイデア
自作転圧ローラーで飼料作物の発芽向上 宮副 浩幸

社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

セミナー 経営技術

経営改善指導の状況と課題、成果事例

(社)中央畜産会

—九州・沖縄ブロック会議から②—

本誌No.260（平成23年7月15日発行）に、平成23年度の畜産特別資金等借受者指導の状況と課題について、九州・沖縄ブロックの各県、畜産協会からの借受者指導にかかる取組

状況や課題等についての報告内容を紹介しました。本号ではその中での各県における計画達成のための指導の実践例を紹介します。

計画達成指導状況

(事例1－酪農経営)

	指導状況	指導内容	課題等
経営面	・飼養管理の悪化のため子牛事故率が上昇し、後継牛不足となっており、淘汰更新が遅れている。以前は9000kg以上だった乳量が減少し8000kg以下となり収益性が悪化した(未払金の増加)。そのため平成21年に緊急支援資金の借入に至った。	・現在は据置期間中であり平成26年から元金償還が始まるため、それまでに償還財源を確保できるまで経営を再建する必要がある。償還元金分程度を積み立てておくよう助言している。	・左記の通り償還財源確保が課題。
技術面	・ふん尿処理等に時間を割かれており飼養管理がおろそかになっている。結果として子牛の事故が増加し、淘汰更新が遅れ、乳量減少、乳質の悪化と悪循環を生んでいる。	・JAの堆肥センターがあり収集運搬を行っている(有償)ため、それを活用し飼養管理時間を増やすよう助言している。また、初産分娩月齢が30カ月齢弱であるため、育成についても重視していくよう助言している。	・左記の通り子牛の事故等。

心理面	・楽観的な面があり（精神的に追い込まれるよりは良いと思うが）、他者の助言等を受け入れない面がある。	・時間の割り方等を検討する必要がある。	・長い時間を掛けて信頼関係を築き、助言指導していく必要がある。
-----	---	---------------------	---------------------------------

(事例2－肉用牛肥育経営)

	指導状況	指導内容	課題等
経営面	・定期的な実績検討、改善指導 ・償還財源の確保 ・農場自己管理チェックシートの導入	・生産技術の向上と、融資機関、関係機関と連携し経営実績検討、現地検討 ・夜間の見回り	・給与マニュアルにあった管理の徹底 ・規格に適合したブランド牛の増加
技術面	・肥育技術成績向上 ・経費節減の為、低価格の素牛導入	・体側実施による給与体系の履行 ・配飼の銘柄変更 ・血液分析によるビタミン確認	・枝肉重量増 ・上肉率向上 ・肥育素牛価格高
心理面	・枝肉価格低迷による不安 ・情勢不透明	・情報提供の実施	・枝肉相場も低迷しており、増体と肉質向上

(事例3－肉用牛繁殖経営)

	指導状況	指導内容	課題等
経営面	・新規就業で肉用牛繁殖経営を始める。牛の価格が高い時期に導入し子牛出荷時期に相場が下落し資金繰りがうまくいかず畜特資金の借入に至った。関係機関と連携し検討会を行っている。	・四半期ごとに借受者、融資機関、県振興局、家保、市、関係機関交えて検討会を開催し経営収支の集計分析結果を基に計画に対する実績の確認並びに問題について協議する。	・初期投資が大きく、子牛価格の低迷が予想外だった。
技術面	・農協、県振興局と連携し現地検討会を開催。また毎月開催される子牛市場において出荷子牛の状況調査を行う。	・体重・体高測定並びに発育状況の調査を行い現地検討のデータに活用する。 ・子牛の事故率低下対策でカウハッチを利用し個体毎の管理を強化する。 ・地域の農家での現地研修にも参加し自ら生産性向上の向け努力する。	・子牛の成績は向上してきたがカウハッチ管理で手が掛かる。
心理面	・関係機関が行う検討会で経営面、資金面等色々な情報を提供し方策の可能性を伝える。	・検討会において実績を正に評価し前向きな助言をする。	・借受者は若いので関係機関が一丸となって支えていく必要がある。

(事例4－養豚一貫経営)

	指導状況	指導内容	課題等
経営面	・経営改善計画に基づく生産技術の確立が非常に遅い状況である。	・豚の飼養管理指導を経営主夫婦に対して指導した。	・労働力に対して飼養規模が大きく、飼養管理が徹底されていない。
技術面	・労働力にあった適正な飼養規模までの母豚の減頭が遅れている。	・豚の発育に応じた飼料の使い方について助言指導した。	・飼料の種類毎の使い方が悪く、飼料の無駄が多い。
心理面	・JAの指導支援体制が整い、今後、支所で収支状況を把握することとし、定期的な検討会を開催できるまで指導助言している。	・労働力にあった適正な飼養規模まで母豚を減頭するよう助言した。 ・関係機関の支援により改善指導を実施している。	・関係機関の指導助言内容をよく理解できない状況下にある。

(事例5－肉用牛繁殖経営)

	指導状況	指導内容	課題等
経営面	・繁殖記録簿を早急に整備する。 ・経営全体の繁殖成績をしっかりと管理して、コストの把握に努めること。	・申告においては税理士を利用しているが、自身の経営に関して収支・コストをしっかりと把握するためにも簿記講座等への参加が必要。	・資金の趣旨をよく理解させ、また、関係機関の指摘・指導事項を真摯に受け止め、即実行に移す行動力を身につけさせる必要がある。

技術面	・牛舎内の整理整頓ができておらず作業効率が悪く衛生面からもよくない。 ・母牛および子牛のボディーコンディションが思わしくない。	・若齢子牛の集中管理。 ・増し飼いなどを含めた分娩前後の栄養管理の徹底。種付け、妊娠鑑定を確実に実施。	・子牛の育成、繁殖管理、経営管理全てを含めてやる気を見せて頑張らせる必要がある。
心理面	・一つ一つのことが改善できなければ、今後の経営改善・経営向上についても疑問を抱かざるを得なくなる。	・指摘されたことはぜひとも改善にむけて取り組むよう指導。	・質問したことに対して返事が返ってこない。やる気があるのか分からない。

経営計画作成時の留意点

特別支援資金の11月貸付に向けての取り組みが始まっていると考えられますが、配合飼料価格が依然高水準で続く中、わずかに回復した枝肉価格が東日本大震災の影響等によりまた低下傾向で推移するなど、経営環境の悪化が懸念されることから改めて経営計画作成時の指導の留意点について周知します。

平成23年度の事業運営上の留意点として、「経営改善資金」は、毎年の約定償還金の借換の対象とすることを基本にしていますが、事業最終年度（平成24年度）に限り残高一括借換についても認めることとされています。ただし、その要件としては、約定償還の借り換えのみでは経営安定を図ることが困難と都道府県知事等が認めた経営であること、かつ前年度までに畜産特別資金を借り受けており、1年以上にわたって経営改善指導を受けている経営であることが必要になります。

従って、対策を検討する経営については、このことを念頭に置いて必要があれば今年度から対応しておく必要があります。

以下、本年度において経営計画を策定（または作成指導）する際の留意・着眼点について述べます。

達成可能な目標値とは



経営計画作成における目標値の設定の基本は、現状の生産技術や生産環境から判断して達成可能な目標値で、第三者がみても達成可能な計画書と目標値設定です。

計画書と目標値の設定は融資機関と対策者が協議して、現状の飼養管理等技術や生産環境を十分考慮した達成可能な目標値の設定が不可欠となります。最終対策から約10年後の経営安定目標年の長期的目標値と、2～3年先の短期的目標値設定が重要で、短期・長期目標の担保となる「生産技術改善の裏付け」や「資金繰り」と「JA等融資機関の支援体制」が重要な「鍵」となります。

目標値設定のポイント



目標値設定のポイントは、「達成可能な目標値の設定」でなければなりません。達成可能か否か判断する材料は「現状の数値分析」や「経営者及び飼養管理者の状況」で、これら分析値や人的要因から考察される「現状の生産技術や経営管理レベル」からどの程度改善可能かを判断し、無理のない目標値設定が

必要です。

過去に多くみられた目標値の過大設定の多くは、「現状の数値分析」を行わず「経営者及び飼養管理者の状況」を考慮せず、償還財源を確保するための「逆算方式」による目標値設定でした。「数値分析や人的要因」を考慮しない計画では、生産技術の改善や生産販売量の拡大および効果的費用の軽減が不可能で、結果として計画達成困難な状況に至っています。

本来JA等融資機関で判断すべき、「数値分析や人的要因」による生産技術や経営管理レベルが判断できない場合、原則地元関係機関の支援で考察すべきですが、必要によっては県支援協議会等が支援する必要もあります。県支援協議会等の支援の原則は、畜特資金指導の当事者であるJA等融資機関の「対策者への支援体制」を整備することです。

「対策者への支援体制」が弱いJA等融資機関は、畜特資金の基本的理念である「経営改善指導」を伴う資金対策から逸脱していることを十分認識すべきですが、仮に、「対策者への支援体制」が弱いと認められるJA等融資機関が必要上対策を行うこととなる場合、自らの支援体制の強化を図ることとともに、次善の方途として、対策者に対して日常的に支援を行い得る体制を有している機関との確実な連携を結んでおくことが必須です。

具体的な目標値項目は、後掲している本会策定のいわゆる「審査マニュアル」における「実績の評価と当年計画の実現性」等を参照してください。

一般的数値目標を設定しても、地域性や地理的立地条件により数値目標が大きく変化し判断の基準として利用困難な場合が多くなっています。基本は現状の数値分析により、飼養頭数1頭当たりや基幹販売物単位当たり生産性・収益性等の、経営間比較（スタンダード比較）が効果的です。比較値としては、同一経営類型・同程度規模の先進事例（各県畜産協会等が実施している）が有効です。

目標値の根拠となる実績の吟味



目標値が達成できるか否かの判断材料は、「数値分析や人的要因」が添付された計画書作成の基礎資料に他なりません。現状の数値分析や人的要因の解析により、対策経営の問題点や改善方向や具体的改善内容が明らかになり、達成可能な目標値の設定が現実味のある内容となることは明白であり、達成指導における最も基本となる対策者とJA等融資機関の信頼関係構築に不可欠な要因でもあります。

計画書作成時で対策者との協議においても、現状の数値分析等を基に達成可能な数値目標を検証すべきで、達成可能な2～3年先の短期的目標値設定が重要となります。短期的目標値の達成は、その実績が約10年後の経営安定目標年における長期的目標値達成の担保となり、短期的目標の達成は対策者の経営改善意欲の向上に最も効果的な要素でもあります。

検証材料となる数値分析による生産技術レベルの確認、現状を踏まえた関係機関による「問題点の洗い出し」や「具体的改善対策」

の協議を踏まえ、JA等融資機関を主体とした関係機関の支援を前提とした「生産技術レベル向上の可能性」を判断できる計画基礎資料作成の検証が必要となります。

具体的改善対策による生産技術等のレベルアップを図るためには、関係機関による「改

善支援の体制」と「計画達成の実績点検」が不可欠で、期中での実績点検が計画達成のキーポイントといえます。短期的数値目標の達成実績は、対策者の「人的担保の判断材料」として重要な要素であり、「改善意欲の尺度」でもあります。

(参考) 畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル (平成18年6月 社団法人中央畜産会)

「IV. 審査シート」(抜粋)

3. 畜特資金を初めて借り入れる場合に行う計画審査の方法とその内容

<審査のポイント>

- ア、当年計画が前々年及び前年の実績を踏まえて、実現可能なものになっているか
- イ、借り換え期間中の見通しが実績を踏まえて適正に行われているか、また、借り換えによって償還圧の軽減が行われ、目標年には経営改善が図られる計画となっているか
- ウ、経営が抱える負債の規模及びその償還計画が、その経営にとって資金対策でカバーできる範囲にあるか
- エ、借入希望者の意識や環境は計画の達成を助長するものになっているか

(1) 実績の評価と当年計画の実現性

当年計画が、実績を踏まえた、実現可能なものになっているかを、畜産部門収入、畜産部門支出、家計費等から評価する。

① 畜産部門収入

実績を踏まえた当年の畜産部門収入計画の実現性を、実績の年次間の動きや実績と計画との乖離などから評価する。

<評価の参考値>

畜産部門収入を評価するための参考として1頭当たり畜産部門収入を、さらに収入に関連する項目として、常時飼養頭数、生産技術指標、販売単価、生産物販売量の実績及び計画値を参考とする。

ア、1頭当たり畜産部門収入

畜産部門収入をイで示す常時飼養頭数で除した数値である。畜産部門収入に大きな変動がある場合、一般的には1頭当たり畜産部門収入に大きな変動が見られ、それは生産技術指標値の動きや生産物販売頭数の変動、販売価格の変動などが反映された結果であるといえる。それらに注意しながら、当年計画の実現の可能性を評価する。(経営類型ごとの1頭当たり畜産部門収入の計算例は略。)

イ、常時飼養頭数

常時飼養頭数は、1年間の平均飼養頭数である。期首や期末の飼養頭数ではないことに留意する(経営類型ごとの常時飼養頭数の定義は略)。

過去の実績の変動とその原因を踏まえ、当年計画が実現可能であることを確認することが重要である。また、常時飼養頭数を期末頭数としている場合が多くあり、注意が必要である。

ウ、生産技術指標

畜産部門収入に影響を与える生産技術指標にはさまざまなものがあるが、審査シートでは、基本的には計画書に記載されている指標を採用することになる。例として下記の生産技術指標を示す。もちろん地域によって他の

指標を用いることも検討されるべきであるし、情報を得ることができれば、計画書に記載のない指標を採用してもよい。また、生産技術指標を複数用いて、生産技術を総合的に評価して当年計画の実現性評価に生かすことも可である。

酪農経営：経産牛1頭当たり搾乳量

肉専繁殖経営：子牛生産頭数

肉用牛肥育経営：肥育牛出荷生体重

乳用種ほ育・育成経営：ほ育・育成牛出荷生体重

養豚経営：種雌豚1頭当たり年間正常子豚生産頭数

畜産部門の収入（売上高）は、生産技術指標により大きな影響を受ける。実績と当年計画に明らかな負の乖離が発生している場合、できるだけ早い時点からその改善に努めることが必要であり、そのためには期中における経営のチェック体制の整備が重要である。

エ、販売単価

販売単価は、計画作成において最も「希望的観測」の入りやすい事項である。畜産部門収入を的確に設定するためには、特別な事情がない限り、実績値をベースに考えるべきである。もちろん経済情勢による変動もあるが、それを計画時に盛り込もうとしても、明確な根拠が見当たらないことは言うまでもない。厳に過大な計画値の設定は避けるべきである。

審査シート例においては、下記の単価を用いることとしているが、地域の実情により変更することは可能である。

酪農経営：生乳1kg当たり販売価格（補給金等含む生乳販売額÷生乳生産量）

肉専繁殖経営：出荷子牛1頭当たり出荷価格（子牛販売額÷子牛出荷頭数）

肉用牛肥育経営：出荷肥育牛1頭当たり出荷価格（肥育牛販売額÷肥育牛出荷頭数）

乳用種ほ育・育成経営：出荷ほ育・育成牛1頭当たり出荷価格（ほ育・育成牛販売額÷ほ育・育成牛出荷頭数）

養豚経営：出荷肥育豚1頭当たり出荷価格（肥育豚販売額÷肥育豚出荷頭数）

前述のように、畜産の経済情勢変化により販売価格は変動するが、計画作成時の経営チェックにおいて、販売物の品質低下によるものと判断できる場合は、飼養管理技術の徹底した達成指導により回復の可能性は高い。

オ、生産物販売量

生産物販売量も販売価格と同様に、過大な計画となりやすい性格を持つ。特に借換初年度においては、本人や関係者の経営改善意欲が高まっているから、生産技術指標のレベルが上昇することを前提に、販売量を高く設定する傾向にある。また、現状レベルでは計画作成上の決め事を達成できないために、生産物販売量を実際の能力よりも高く設定する例がしばしば見られるのも問題である。販売単価と同様、実績をベースとして計画を考えるべきである。生産物販売量は、生乳生産量、子牛出荷頭数、肥育牛出荷頭数、ほ育・育成牛出荷頭数、肥育豚出荷頭数を用いている。

② 畜産部門支出

実績を踏まえた当年の畜産部門支出計画の実現性を、実績の水準、実績の年次間の動きや実績と計画との乖離などから評価する。

<評価の参考値>

畜産部門支出を評価するための参考として1頭当たり畜産部門支出を、さらに1頭当たり畜産部門支出を構成する要素として、1頭当たり家畜購入費、1頭当たり飼料購入費を用いる。

ア、1頭当たり畜産部門支出

畜産部門支出を常時飼養頭数で除した数値である。畜産部門支出に大きな変動がある場合、一般的には1頭当たり畜産部門支出に大きな変動が見られ、それは1頭当たり家畜購入費や1頭当たり飼料購入費の変動などが反映された結果であるといえる。それらに注意しながら、当年計画の実現の可能性を評価する。

（経営類型ごとの1頭当たり畜産部門支出の計算例は略。）

イ、1頭当たり家畜購入費

1頭当たり家畜購入費は、規模、淘汰・更新頭数、購入単価の変動などに影響を受ける。実績と計画との乖離を中心に、これらの要素がどのように設定されているのかも含めて評価することが必要である。

1頭当たり家畜購入費は、当年に支出した家畜購入費を常時飼養頭数で除したものである。

実績と計画との間に正の乖離が発生している場合、導入頭数の増加や1頭当たり単価の上昇が考えられる。導入頭数が増加している場合、原因の検討や資金管理体制等を検討して、計画の妥当性の評価を行なうべきである。

ウ、1頭当たり飼料購入費

1頭当たり飼料購入費は、規模、生産技術指標、購入単価の変動などに影響を受ける。実績と計画との乖離を中心に、これらの要素がどのように設定されているのかも含めて、計画の実現性を評価することが必要である。

1頭当たり飼料購入費は、当年に支出した飼料購入費を常時飼養頭数で除したものである。

実績と計画に正の乖離が発生している場合、酪農経営と肉専繁殖経営では飼料給与技術（飼料計算）の評価、肉用牛肥育経営では肥育牛の事故率等の評価が必要である。濃厚飼料単価の上昇が背景にある場合は、銘柄や購入先の検討が必要である。

③ 家計費

実績を踏まえた当年計画の実現性を、実績の水準、実績の年次間の動きや実績と計画との乖離などから評価する。

家族経営や1戸1法人の経営においては、家計費は計画の作成に当たって非常に重要な項目である。償還財源の確保のためには家計費の節減効果は大きい、実現が難しいレベルまで低下させる計画は問題である。家計費は、その内訳ごとに、将来の生活設計を考慮して計画すべきであり、それらに裏付けられたものであることを確認しておく必要がある。また教育費の扱いについては、計画作成に当たって、家庭内で十分話し合っておくことが望まれる。

<評価の参考値>

家族1人当たり家計費を参考値として用いる。畜特資金借入者の情報や地域の平均的な費用を把握して、家族1人当たり家計費が適正に計上されているかどうかを検討する。また実績と計画に大きな差がある場合には、その理由を明らかにする必要がある。

④ 償還財源

前々年実績と前年実績を比較して、償還財源の確保の程度を評価する。償還財源は基本的には収入から支出と家計費等を差し引いたものであるから、実績においてそれらが適正に計上され、実態に合った償還財源となっていることを確認することも重要である。

<評価の参考値>

ア、1頭当たり償還財源（年間償還財源額を常時飼養頭数で除した値）…償還財源の年次間の変動を確認する。

イ、年間要償還額（対象となる1年間に償還が必要な借入金の金額）…償還財源との比較により、償還能力の推移を確認する。

ウ、実際の償還額（対象となる1年間に、実際に償還された借入金の金額）…要償還額、償還財源との比較により、実績の把握に問題がないことを確認する。

⑤ 1頭当たり期末総負債残高

前々年実績と前年実績を比較して、1頭当たり期末総負債残高の推移を評価する。総負債残高は、貸借対照表における負債合計である。1頭当たり期末総負債残高は、期末総負債残高を常時飼養頭数で除して求める。評価の参考値は期末総負債残高である。

⑥ 売上高負債比率

便宜的に、前年実績における期末総負債残高を畜産部門収入で除して100を乗じた数値を売上高負債比率とし、安定的な経営を行う尺度として評価する。評価の基準は、地域の実情に応じて設定可能である。

セミナー

生産技術

現場に即した養豚技術

第2回 「買う」から「借りる」、「都会」から「田舎」へ

(有)黒豚振興エージェンシー 山下 哲生

借りた農場での養豚生産



私の養豚場は千葉県で繁殖農場1カ所と肥育農場1カ所で母豚60頭の一貫経営を行っています。繁殖農場は、しばらく使われていなかった牛舎を改造してつくったもので、肥育舎は600頭ほど飼養できるスペースをもつ豚舎です。ともに、昔からの知り合いの養豚関係者に紹介してもらい、借りています。

養豚経営は、ハウス園芸と同様に施設産業ともいえます。敷地面積はそれほど必要としませんが、まず、雨風を防ぐ屋根、壁がある「箱もの」がなければなりません。

そして、養豚場は、「迷惑な公害施設」のレッテルが貼られ、その新設には、反対が付きまとうものでした。まして、地域に根を持たない、私のような「都会のよそ者」が、養豚場を作らせてくれなどというのなら、たちまち反対運動を起こされてしまうことに

なるでしょう。しかし、古くから地元に根付いて、そこに、家畜が飼養されている場合は、所有者が変わらなければ、それほど大きな反対は起きないものです。

ただ、借りる場合も、自分は前面に出ず、あくまで、所有者に前面にたってもらい、地元との折衝に当たってもらうことが肝心です。

たてそうであったとしても、黒子に徹して、所有者の委託を受けて、経営するというスタイルをとることも一つのやりかたです。

農場を手に入れるのではなく、借りようと思ったのは、海外での体験がベースにあります。

イギリス オーストラリアでの体験



20年ほど前、イギリスで養豚を勉強したことがあります。そのとき、一番衝撃を受けたのが、「放牧養豚」でした。イギリスでは、豚を牛、羊などと同様に野外で飼う生産方法が普及し、当時は子豚生産の30%位が、野外で飼育されたものでした。

放牧養豚は、土地を基本にした文字どおり「放牧」を行い、毎年土地を変えながら豚を連れ経営を行っていく手法でした。農地のオーナーは、今年は、小麦を作ろうか、それとも、牧草を作りたい人に貸すか、はたまた、放牧養豚を行いたい人に貸すかなど、さまざまな選択をもっていました。そして、当時は、農村とは関係なく農業をしたいという若者が、新規に放牧養豚を志すケースが多くみら



改造中の牛舎。筆者は、ここを繁殖豚60頭の豚舎に改造



野外分娩用の可動式バンガロー。分娩ごとに場所を変えて移動する

れました。これは何よりも、資金がなくとも、土地を借り、豚、器具（放牧なので、柵とテント程度の雨風が防げる可動式のバンガロー、事務所代わりに使えるキャンピングカーetc）も、リースで借り自らのセンスと労力で就農できるという強みが自立心に富む若者にアピールしたからといえます。

一番の課題は、放牧に向く土地を探し出し、どう借りるかでした。すべての土地が放牧養豚に向くというわけではなく、水はけのよい砂混じりの土壌のところが一番です。これも交渉次第で、小麦などの穀物栽培よりも少し高めに借りることで、交渉はまとまるようでした。1年放牧に使われると、翌年はジャガイモ、2年目は小麦、3年目は牧草、そして、また放牧養豚というのが、推奨される有機的な土地の使い方でした。豚の残した排せつ物が、うまく、リサイクルに乗った方法だと感動しました。イギリスでは歴史的に、地主と、それを借りて経営する農業経営者が分離していて、新規に農業に参入しやすいという背景も見逃せません。

また、農業を大事にし落ち着いたら農業をしたいという「帰農願望」は、特に、都市のエ

リートサラリーマンたちに多くみられました。

ちなみに、2005年に私はイギリスから黒豚の原種を導入しましたが、導入先の農場の一つソルトウェイファーム農場は、母豚10頭と雄1頭、その他に牛、ヤギなどもある農場でした。その経営者は老年の夫婦で、御主人は、元証券会社の部長、奥さんは女性医師で、農場をはじめてから、数年しかたっていないということでした。

また、地域でも、これらの農業を志す人々を快く迎え入れ、隣人として接する風潮、技術的に遅れないように絶えず情報を提供する優れた教育システムもありました。

次に、オーストラリアでは、とにかく土地が安い！！当時の日本円1万円で、1haの土地が買えるというくらいでした。ここなら、公害問題も起こさず、いくらでも豚が飼える！！そんな期待を抱いて、何回か、オーストラリアに調査に行きました。

ある時、ヘリコプターに乗せられ、空の上から候補地を見せてもらいました。上空から見ると、土地の色が灰色から赤、さらに黒と場所によって変わるのがよく分かりました。すると、同乗者から、この土地は地味がよいから1エーカー(4046㎡)いくら、ここはそうでもないからいくらというふうに、土地の色だけで値段がぼろぼろ変わるので、面くらいました。

オーストラリアは新しい若い国です。人々が開発に乗り出したのはほんの100年ほど前からです。従って、先祖伝来の土地という、意識は全然なく、農民でも一生の間に2～3回、国内で移住を繰り返しながら、自分の好きな農業経営をするというのが一般的です。

まずは南部で小麦を作り、それから、中部に移り綿花栽培を行う。最後は、北部で牧草を作りながら、牛や羊を飼うというような形

です。従って、穀物や牧草栽培を行う場合は、特に土地の地味＝生産性が基本で、これは、土壌の色で判別できるとのことでした。

ちなみに 黒＞赤＞灰 という、順番で土地の値段が高くなっていきます。高いといっても、その土地から生産される生産物の生産性から引き出されるものなので、自ずと相場が決まります。それでも、その価格は、バブルで土地神話＝土地は持っていれば必ず上がるという固定観念＝に踊らされていた日本に比べれば、信じられないほど安く感じられました。

しかし、農業生産の本質からすれば、土地の値段およびそれに付随する農業施設の値段などは、本来そこで生産される生産物の生産性で決定されるのが、原理原則だと強く感じました。土地は、持たずとも借りればよく、施設も同様そこで生産できるものの生産性をベースに考えればよい。このことを強く感じた海外での体験でした。

借りることのメリット



農業は、その土地の持つ生産性に大きく影響されるものです。例えば、山地では、日の



イギリスの放牧養豚は、放牧後農地に戻し、作物栽培に転換

当たりかた、風向き、土壌などで生産性が大きく変わってきます。

養豚などは、畜舎の良し悪しで、生産性がかなり影響されます。しかし、手間をかければ最新式ではなくとも、衛生管理さえしっかり押さえれば成績があげられる施設はあります。

農林水産省大臣官房統計部がこのほど公表した平成23年2月1日現在の畜産統計によれば、養豚農家戸数は6010戸、母豚飼養数は90万1800頭。1戸当たりで、単純平均で算出すると母豚150頭飼養する経営となります。

今、新たに母豚150頭の養豚場を新設しようとする、畜舎を建設する土地代を別に母豚1頭当たり標準で最低100万円はかかります。つまり、日本の平均的な養豚場を新設しようとするならば、1億5000万円かかることになります。これに土地代がプラスされ、さらには、前述した「原子力発電所を新設するくらい難しい養豚場新設」を考えれば、よほどの幸運なことがない限り、新規参入は到底無理です。

翻って、12年前の平成12年には、養豚農家戸数は、今の倍の1万2500戸ありました。その時の1戸当たりの飼養頭数は現在の半分、母豚で75頭程度です。ということは、廃業したり、転業したりした6000戸近い養豚設備が残っていることになります。

規模拡大＝飼養頭数の増加の道をつつ走ってきた、日本の養豚。新規参入もままならないと思われがちですが、最初は小規模でも堅実な経営で、資金、情報、ノウハウを蓄えて時代の要求を巧みにとらえれば、「借りる」という方法での経営の新展開は、可能なのではないでしょうか？

(筆者：(有)黒豚振興エージェンシー代表取締役)

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)
の肥育牛補填金単価について****[平成23年7月]****1 頭当たりの肥育牛補填金単価**

牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年第2四半期（7月～9月）の補填金について、月ごとに支払う方式とします。

平成23年7月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の6の(10)の(イ)の肥育牛補填金の単価については、表1の通り公表しました。

また、補填金の支払いは、8月末までの販売確認申出書の提出を受け、9月下旬に行うこととしています。

なお、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県、宮崎県、熊本県および鹿児島県については、平成23年7月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則10、19および22の肥育牛補填金の単価について、表2の通り公表しました。

(表1) 肥育牛補填金の単価の算定

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
平均粗収益 (A)	735,883	476,354	285,687
平均生産費 (B)	828,727	600,681	359,931
差額 (C)=(A)-(B)	△ 92,844	△ 124,327	△ 74,244
補填金単価 (C)× 0.8	74,200	99,400	59,300

注：100円未満切り捨て

(表2) 肥育牛補填金単価

(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

肉専用種	交 雑 種	乳 用 種
55,600円	74,500円	44,400円

注：本事業は、新たな事業として基金の運営、管理を平成22年4月から開始したことから、補填金交付額に見合う財源を確保できない場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）同様に、上記補填金単価を減額することがあります。

○ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）

第5の6の(10)の(イ)

県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

行政の窓

家畜用飼料の暫定許容値設定に関するQ&A

(農林水産省ホームページより抜すい。平成23年8月22日公表)

総括編



Q.1 飼料の放射性セシウムの暫定許容値とは何ですか。

A.1 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は(平成23年8月1日付通知)、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えない乳・肉・卵・水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。

この目安は、食品の暫定規制値、飼料の給与量及び移行係数を活用して算出しました。

Q.2 どうして今回飼料全般に暫定許容値を定めたのですか。

A.2 原子力発電所の事故後、牧草の生産シーズン開始に先立って、4月14日に、牛に給与される粗飼料について放射性セシウム及びヨウ素の暫定許容値を設定しました(「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号消費・安全局畜水産安全管理課長通知))。(注) 今回の通知に伴い、4月14日付け通知の暫定許容値は廃止されました。

今後、平成23年産の飼料用米、米ぬか、ふすまや国産魚粉などが飼料や飼料原料と

して使用されることを考慮し、粗飼料だけでなく、飼料全般について放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。暫定許容値の設定は、家畜排せつ物を経由した農地土壌の放射性セシウムの汚染の抑制にも役立ちます。

なお、放射性ヨウ素については、環境中の濃度が食品安全上問題のないレベルまで低下してきているため、今回は暫定許容値を設定しませんでした。

Q.3 暫定許容値が適用される飼料は何ですか。

A.3 暫定許容値は家畜が摂取する全ての飼料に適用されます。

Q.4 暫定許容値が適用されるのはどのような飼料ですか。

A.4 暫定許容値は、牛、馬、豚(いのしし、いのぶたを含む)、家きん(にわとり、うずら)及び養魚用の飼料に適用されます。

Q.5 具体的な暫定許容値を教えてください。

A.5 牛、豚、馬、家きん等用の飼料は300ベクレル/kgです(粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)。

ただし、例外として、育成牛・繁殖牛・種雄牛に給与される飼料で、

- (1)当該畜産農家が自給生産したもの
 (2)単一もしくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取り組み等により生産されたものは、3000ベクレル/kgまでです。

また、養魚用飼料は、製品重量当たりで100ベクレル/kgです。

注：製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

家畜・家きん関係



Q.6 育成牛・繁殖牛・種雄牛用の飼料の暫定許容値について、何か変更されましたか。

A.6 育成牛・繁殖牛・種雄牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値は、原子力発電所事故の約1ヵ月後の4月14日に5000ベクレル/kgと設定しました。

今般、原子力発電所事故から5ヵ月を経過し、放射性物質の降下が大幅に減少し、牧草等への影響が小さくなってきている中で、

- (1)家畜排せつ物を介して放射性セシウムによる土壤汚染が拡大することを防ぐ必要があること
 (2)また、飼料中の有害物質の含有量は、食品の安全確保を前提に、合理的に到達可能な範囲でできるだけ低く設定するといった国際ルールを勘案し、
 (3)育成牛、繁殖牛、種雄牛は、当分の間と畜出荷することを予定していないため、生産者が自ら生産する粗飼料、又は単一もしくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取り組みにより生産した粗飼料であれば、飼料の暫定許容値（300ベクレル/kg）の例外措置として、許容限度を3000ベクレル/kgとしました。

なお、3000ベクレル/kgまでの粗飼料を給与された牛のうち育成牛は、肥育牛として300ベクレル/kg以下の飼料に切り替え12ヵ月以上肥育した後に、と畜出荷してください。また、乳用育成牛は初回搾乳開始の少なくとも6ヵ月前からは、300ベクレル/kg以下の飼料に切り替えてください。

Q.7 肥育の途中あるいは初産牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

A.7 暫定許容値は、肉用牛の一般的なライフサイクルに基づいて生産される牛肉が、食品の暫定規制値を超えることのないように定めています。

よって、事故等により肥育途中の肉用牛や初産の乳用牛を出荷せざるを得ない場合には、育成期に飼料から摂取した放射性セシウムが牛の体内に暫定規制値を超えて残留している可能性があります。

このため、日頃の飼養管理において、できる限り放射性セシウム濃度の低い粗飼料の利用や水・土等からの放射性セシウムの摂取を抑えるよう心がけるとともに、事故等による出荷の際には、体内への残留の可能性に十分注意してください。

また、このような牛を出荷する場合には、県と十分相談してください。

Q.8 乳用廃用牛や繁殖牛、種雄牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の暫定規制値を守れますか。

A.8 搾乳牛や繁殖牛、種雄牛は肉用出荷を目的として飼養しておりませんので、これらの牛をその役割を終えた後に肉用出荷すると、牛肉の暫定規制値を超える可能性が

あります。

このため、肉用に出荷を予定している場合には、食品の暫定規制値を超えない牛肉を生産できるよう、搾乳牛の最終分娩後や繁殖牛の最終妊娠期間中に放射性セシウム濃度が可能な限り低い粗飼料を給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。

また、このような牛を出荷する場合には、県と十分相談してください。

Q.9 飼料の暫定許容値を守れば、乳・肉・卵の暫定規制値を守れますか。家畜を飼養する場合、何に注意すればいいですか。

A.9 暫定許容値は、食品の暫定規制値を超えない畜産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として定めています。

家畜は水や空気、土壌（粗飼料に付着する土を含む）、敷料、野草あるいは屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性があります。

このため、暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水や土等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意してください。

Q.10 飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

A.10 粗飼料については、どの時期に、どの地域で、どのように生産されたものか確認し、放射性セシウムの状況については県に問い合わせてください。

配合飼料については、適切に製造管理された飼料であることを飼料販売業者に確認することで把握できます。（詳細について

は、Q13～15をみてください。）

詳しくは、各事業者ごとにまとめたリーフレットをみてください。

上記の確認ができれば、必ずしも飼料を分析する必要はありませんが、分析機関を探している人は、

農林水産省のホームページ「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>)の国内検査機関一覧を参照してください。

Q.11 家畜に与えて良い飼料とはどんな飼料ですか。

A.11 例えば、(1)～(5)の飼料を給与してください。

- (1)原発事故前から、屋内に保管したり、飼料タンクやラップ等で密閉保管したりするなど粉じん等がかからないように管理されていた飼料
- (2)県が利用可能としている地域の牧草、飼料作物、農作物の副産物（稲わら等）
- (3)県が利用可能としている地域での放牧（放牧草）
- (4)北海道や西日本などで生産された牧草、飼料作物、農作物の副産物（稲わら等）や輸入飼料等
- (5)適切に製造・管理された配合飼料及び混合飼料

詳細は県に問い合わせてください。

なお、畜産農家が自家配合する場合には、配合された飼料が暫定許容値を超えないように、使用する国産単味飼料等の放射性セシウムの状況を確認してください。

Q.12 家畜に与えてはいけない飼料とはどんな飼料ですか。

A.12 例えば、下記の(1)、(2)の飼料は給与

しないでください。

- (1)原発事故後、屋外に放置されるなど放射性セシウムに汚染されているおそれのある飼料や農作物の副産物（稲わら等）
- (2)放射性セシウムに汚染された飼料や敷料等と分別されていない飼料

配合飼料関係



Q.13 配合飼料は、原子力発電所事故の影響のない輸入原料が主体ですが、暫定許容値を設定したのはなぜですか。

A.13 国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されていることから、適切に管理されている限り、放射性物質に曝される可能性はほとんどないと思われます。

今回、飼料全般についても放射性セシウムの暫定許容値を示しましたが、これは、今後、国内で生産された平成23年産の米ぬかやふすま等の飼料原料が、配合飼料の原料として利用されることから、これらの原料を使用する場合の品質管理の指標としてあらかじめ設定したものです。

Q.14 これまで出荷されている配合飼料はどのように取扱えばよいですか。

A.14 これまでに国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されており、たとえ、国産原料が使われていたとしても、昨年産の麦や米などを原料とするふすま、米ぬか油かす等の副産物が使われていることから、保管や輸送の際に適切に管理されている限り、放射性物質に曝されて

いる可能性はほとんどないと思われます。

これらの飼料を輸送したり保管したりする場合には、飼料が放射性物質に汚染されることのないよう、引き続き注意してください。

Q.15 飼料製造業者は、製造した配合飼料が暫定許容値を超えていないことを、どのように確認したら良いのですか。

A.15 これまでに国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されており、放射性物質に曝されている可能性はほとんどないと思われます。

暫定許容値は、国内で生産された平成23年産の米ぬか、ふすま等の飼料原料が、配合飼料等の原料として利用されることから、これらの原料を使用する場合の品質管理の指標としてあらかじめ設定したものです。

このため、配合飼料の製造・販売業者の方々は、工程管理上の確認を行っていれば、必ずしも分析を行う必要はありません。放射性セシウムの含有状況については、次のように確認してください。

- (1)今後、国産飼料原料（平成23年以降産）を使用する配合飼料等については、国、県等が行う国産飼料原料のモニタリングデータ等も活用し、当該国産飼料原料の放射性セシウムの含有状況を確認し、放射性セシウムの暫定許容値を下回るように適切に管理してください。
- (2)輸入された原料やこれらの原料を加工したのから製造された配合飼料は、当該原料等が放射性物質に汚染されないように、引き続き適切に保管・管理を実施してください。

あいであ & アイデア

自作転圧ローラーで飼料作物の発芽向上

長崎県北部農業共済組合 宮副 浩幸

畜産経営を営む中で、飼料作りは欠かせないものです。親牛・子牛と成長段階で献立を変える必要がありますが、いかに良質な飼料を、かつ必要とする量を確保できるかがポイントになります。今回は、低コストで転圧ローラーを製作し飼料作りに役立てている事例を紹介します。



自作転圧ローラーを
装着したトラクター

製作ポイント

転圧ローラーは、種をまいた後に発芽、生育を促進するために使用するもので、市販の機械を買えば10万円ほどかかります。ここでは、鉄骨廃材などを利用し約1万円で製作しました。

まず、ローラーがきれいにゆがみなく回るよう芯をとるのが必要です。廃材の丸い鉄材を立てにし、大工の要領で糸を三本張り中心をとります。ベアリングだけは新品を使用（価格



は2ヵ所で9000円程度)し、ローラーの芯に取り付けます。次にフレームですが、廃材となったハウス用の角材を譲り受け、ロータリーより少し大きめの長さで切り溶接します。泥落とし用にL字の廃材も利用しました。

また、ロータリー部分にワンタッチで取り付けられるよう、古い耕うん機のピンを2本使いました。これにより取り外しが簡単になります。



転圧ローラーで収量アップ

発芽促進のためには鎮圧が重要です。地域によって品種は異なりますが、圃場にソルゴーやイタリアンライグラスの種をまき、肥料散布した後、ロータリーで覆土しながらローラーで鎮圧します。保水性を高め、発芽、生育に最適な土壌へと変えることによって、質の良い飼料作りへつなげます。今まで発芽できなかった小さな種もしっかり発芽するようになります。

もちろん、適期播種・適期刈り取りはとても重要です。地力の問題もありますが、ここでは以前と比べ量が約2割増加しました。



刈取機の刃の損傷も防ぐ

鎮圧することによって土壌が平らになり、収穫時に小石などを巻き込まず、刈取機モアの刃の損傷も防いでくれます。

